

平成 20 年度予算編成方針

平成 18 年度の決算（普通会計）は、経常経費に充てた一般財源の割合を示す経常収支比率が 97.5%、平成 17 年度決算から導入された地方債発行の際の指標となる実質公債費比率が 21.5%となり、地方債発行にあたり県知事の許可を必要としない 18%を大幅に越え、今後においても、単独事業の起債が制限される 25%に大きく近づくことが予想されるなど財政構造の硬直化が進んでいる。平成 19 年度においては、地方債の元利償還費、社会保障費の増加が見込まれる一方で、地方交付税の見直しによる減収などが見込まれることなどにより、大幅な財源不足を生じ、この穴埋めとして財政調整基金等を多額に取り崩して予算編成をしているところである。

平成 20 年度の予算編成にあたっては、第 1 次総社市総合計画（前期基本計画）に定めた総社市の将来都市像【地域・文化・自然が支える心豊かな生活交流都市】を基本方針とし、『実施計画』等の内容を指針とするが、現下の厳しい財政環境のなかで限られた財源の重点的配分と経費支出の効率化に徹するため、特に、大型プロジェクトについては、その必要性・緊急性等を再検討するなど、予算全体を根底から洗い直し、財源の確保・経費の節減・合理化を積極的に進め、なお一層の財政健全化に向けた予算見積りを行うものとする。

また、併せて「地方公共団体の財政健全化に関する法律」が施行されたことに伴い、財政の透明化を図る必要があることから、同法に規定する 4 つの健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）について、早期健全化を図るものとする。

記

- ① 当初予算は年間総合予算として編成するもので年度途中の補正予算での追加計上は原則行わないので、見積りに当たっては年間見通しに基づき計上漏れのないようすべてのものを計上すること。
- ② 事務事業の計画に当たっては、市民ニーズを的確に把握するとともに、経費が住民の税金等によって賄われているとの原点に立ち、成果志向、結果重視を念頭に置いたものとし、必要性・緊急性・優先度を十分検討し、重点的に選択すること。
- ③ 所期の目的を達成したものや、社会経済情勢の変化により必要性が減少した既存の事務事業については、徹底した見直しを行うこと。
- ④ 新規の施策や事業の拡充を行うにあたっては、「スクラップ・アンド・ビルド」の原則に立ち既存事業の見直しや振替などにより、必要な財源の確保に留意すること。
- ⑤ 少子・高齢社会に対応する施策、地球環境に配慮した施策及び地域情報化施策の推進など 21 世紀における施策の着実な推進を図ること。
- ⑥ 各種工事の設計・積算に当たっては、積極的に工事コスト縮減、ランニングコストの低減に取り組むこと。
- ⑦ 各種財源については、受益と負担の適正化を図るため、見直し等十分検討のうえ確保に努めること。また、収入未済額の徴収については、督促手数料、延滞金の徴収など一層の負担の適正化に努めること。